

平成27年度決算

消費税率引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費
 その他社会保障施策に要する経費

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 627,804 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)
 が充てられる社会保障施策に要する経費 3,724,357 千円

(単位:千円)

区分	款	項	目	事業名	平成27年度 決算	財源内訳				
						特定財源			一般財源	
						国県 支出金	地方債	その他	社会保障財 源化分の地 方消費税交 付金	その他
社会 福祉	3	1	2	障害者自立支援 給付事業費	1,374,287	1,045,394			192,429	136,464
	3	1	3	老人福祉事務費	131,444			14,794	68,250	48,400
	3	2	1	児童福祉法 施行事務費	1,149,660	607,156		121,071	246,572	174,861
	3	3	2	扶 助 費	1,068,966	841,399		21,521	120,553	85,493
合 計					3,724,357	2,493,949	0	157,386	627,804	445,218

- ・引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものである。
- ・社会保障施策に要する経費とは制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費であり、「社会福祉」、「社会保険」、「保健衛生」のいずれかに関する経費である。
- ・事務費、事務職員の人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)等には充当しない。